

<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和4年12月26日

県内動物園の死亡鳥について国の確定検査で高病原性鳥インフルエンザ陽性が判明

12月22日（木）に公表した東武動物公園（南埼玉郡宮代町）の飼養鳥にかかる高病原性鳥インフルエンザ疑い事例について、環境省が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザであることが確認されましたのでお知らせします。

なお、12月24日（土）、新たに死亡したコブハクチョウについて、同園が実施した簡易検査で陽性が確認されたことを受け、同園はコブハクチョウと同じエリアで飼養している全ての鳥について、自主淘汰を実施しました。

1 検査結果

高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型） 3検体中3検体（※） 陽性
（国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施）

※12月21日（水）に死亡等したヘビクイワシ1羽、コブハクチョウ2羽

2 これまでの経過等

12月21日（水） 同園で死亡等した鳥3羽のうち2羽が簡易検査で陽性

12月22日（木） 県が立入調査を実施し、同園では防疫措置等を実施

※同日から同園は自主的に休園中

12月23日（金） コブハクチョウ1羽死亡 簡易検査陰性

12月24日（土） コブハクチョウ2羽死亡 簡易検査1羽陽性、1羽陰性

※コブハクチョウと同じエリアで飼養している全ての鳥の
自主淘汰を実施（12月25日完了）

12月26日（月） 12月21日に死亡等した鳥3羽全てが確定検査で陽性

3 今後の対応

同園の飼養鳥については、環境省が定めている「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」に基づき、県は引き続き同園と協議しながら、飼養施設の防疫措置等の徹底について、指導並びに協力を実施していく。

4 問い合わせ先

- ・飼養鳥（家きんを除く）に関すること

保健医療部生活衛生課 総務・動物指導担当

電話 048-830-3612（直通）

- ・家きんに関すること

農林部畜産安全課 総務・畜産企画担当

電話 048-830-4189